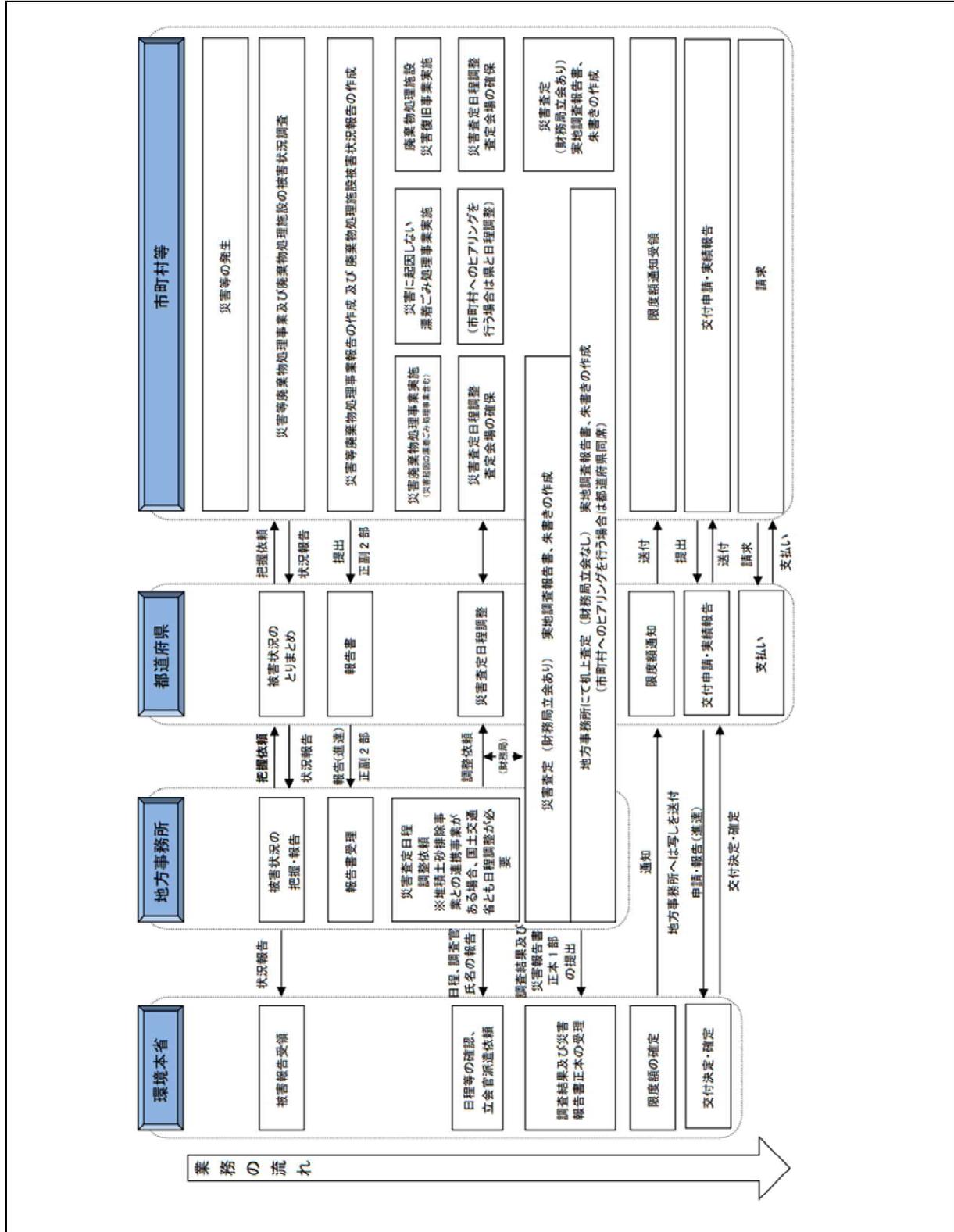


災害廃棄物事業費補助金

1. 環境省における災害関係業務のフロー

出典：災害関係業務事務処理マニュアル（令和5年12月改訂、環境省）



2. 環境省における災害復旧制度の概要

我が国は、その地理的位置、地形、地勢等から極めて自然現象による災害を受けやすく、毎年、台風、豪雨、地震等により全国各地に多くの災害が発生し、多数の尊い人命と多大の財産を失い、国民生活や社会経済に大きな影響を与えている。災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）によると、災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象等により生ずる被害をいい、国は国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護することとされている。

こうした災害による災害廃棄物の発生や廃棄物処理施設等における被災は、民生安定上また社会経済上重大な影響があり、被災状況を早期に復旧することは行政の責務である。しかし、これらに要する費用は莫大なものとなり、市町村の財政能力を超えるものとなることが多い。そのため、環境省としても、災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金という形で財政上の支援を行い、災害からの早期の復旧・復興を目指し、公共の福祉を図ることとしている。

災害に対しては速やかな被災地の復旧・復興を図るべく、その年に発生したものはその年の予備費又は補正予算をもって予算を措置し、市町村に対し、財政的な支援を行っているところである。

なお、国土交通省などで所管する公共土木施設に関しては、明治 14 年より予算補助の形で国庫補助が行われ、昭和 26 年に「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」が制定された。環境省の災害復旧制度については、同法の直接の適用はないものの、災害復旧制度の根幹となる考え方については、同法に基づくものを数多く引用しているところである。

【用語の解説】

本資料で使用している用語の意義は下記のとおりである。

- ・ 実地調査要領・・・内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領（昭和 59 年 9 月 7 日付け蔵計第 2150 号）
- ・ (処理) 交付要綱・・・災害等廃棄物処理事業費の国庫補助について（令和 5 年 4 月 3 日付け環循適発第 2304033 号環境事務次官通知の別紙）
- ・ (復旧) 交付要綱・・・廃棄物処理施設災害復旧費の国庫補助について（令和 3 年 12 月 22 日付け環循適発第 21122212 号環境事務次官通知の別紙）
- ・ 実施要領・・・「災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧費補助金実施要領」の制定について（令和 3 年 4 月 1 日付け環循適発第 2104019 号環境再生・資源循環局長通知の別紙）
- ・ 取扱い・・・災害等廃棄物処理事業の取扱いについて（令和 4 年 4 月 1 日付け環循適発第 22040117 号環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知の別紙）
- ・ 負担法・・・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）
- ・ 負担法取扱要綱・・・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱（昭和 31 年 12 月 10 日付け建発河第 114 号）

3. 災害等廃棄物処理事業とは

(1) 目的

暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象及び海岸保全区域外の海岸への大量の廃棄物の漂着被害に伴い、市町村が実施する災害等廃棄物の処理に係る費用について、災害等廃棄物処理事業費補助金により被災市町村を財政的に支援し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(2) 概要

①事業主体 市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）

②対象事業

市町村が災害（暴風、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な天然現象により生ずる災害）その他の事由（災害に起因しないが、海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 3 条に定める海岸保全区域外の海岸における大量の廃棄物の漂着被害）のために実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業及び災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分に係る事業。特に必要と認められた仮設便所、集団避難所等のし尿の収集、運搬及び処分に係る事業であって災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づく避難所の開設期間内のもの。

③補助率 1/2

④補助根拠

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）

第 22 条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）

第 25 条 法第 22 条の規定による市町村に対する国の補助は、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理に要する費用の 2 分の 1 以内の額について行うものとする。

（参考）災害等廃棄物処理事業の沿革

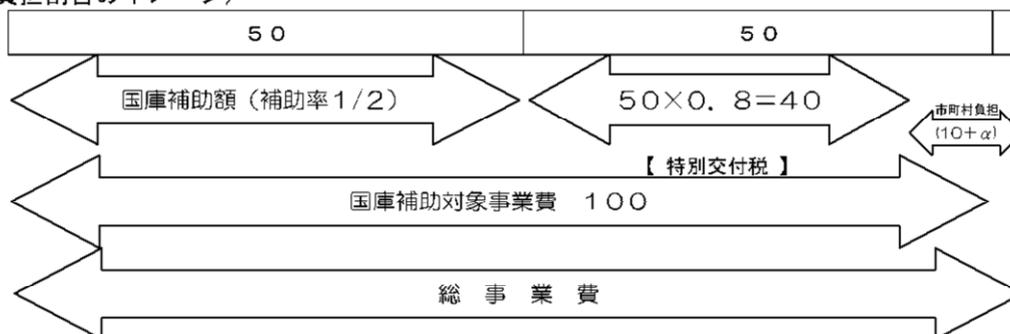
- ・清掃法（昭和 29 年法律第 72 号、廃棄物処理法の前身）第 18 条に国庫補助の趣旨が規定
- ・廃棄物処理法（昭和 45 年法律第 137 号）の制定に伴い第 22 条に趣旨が規定
- ・平成 19 年に災害起因以外の海岸漂着物による漂着被害について補助メニューとして追加（災害等廃棄物処理事業の「等」に該当）

・ No. 15 災害廃棄物事業費補助金 ・

⑤その他

本補助金の補助うら分に対し、8割を限度として特別交付税の措置がなされ、実質的な市町村等の負担は1割程度となる。

(負担割合のイメージ)



【激甚災害時】

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 102 条に基づき、地方負担分に対して起債措置（災害対策債）がなされた場合、元利償還金について特別交付税措置（元利償還金の 57%）

【特定非常災害時】

地方負担分に対して起債措置（災害対策債）がなされた場合、元利償還金について特別交付税措置（元利償還金の 95%）なお、起債措置（災害対策債）の発行要件を満たさない場合、地方負担額の 95%について特別交付税措置また、災害等廃棄物処理事業費補助金を活用して行う災害廃棄物処理事業において、当該市町村の財政力に比して特に過大な負担が生じる場合、該当都道府県に災害廃棄物処理基金を設置

※災害廃棄物処理基金

○基金の対象市町村は、局地激甚災害指定基準（公共土木）を活用し以下の通り。

①標準税収入 50 億円以下の市町村：事業費推計 > 標準税収入の 20%超

②標準税収入 50 億円超～100 億円未満の市町村

：事業費推計 > 標準税収入 × 20% + (標準税収入 - 50 億円) × 60%

③標準税収入 100 億円超の市町村

：事業費推計 > 標準税収入の 50%超

○基金の額は、事業費の 2.5%（国庫補助及び地方財政措置後の残割合）から、標準税収入の 0.5%相当額を控除した額の 90%

(参考) 災害等廃棄物処理事業の概要①

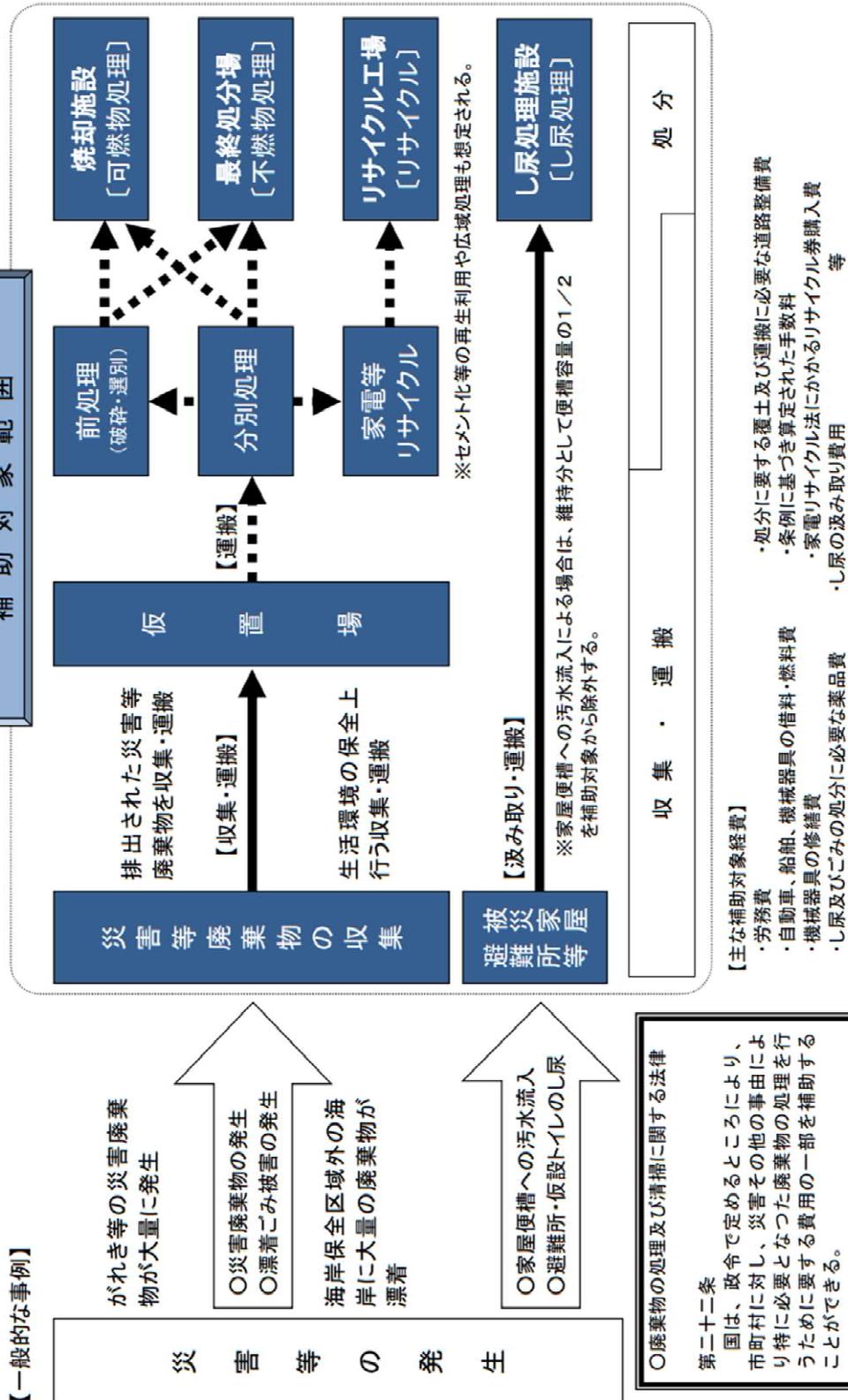
災害等廃棄物処理事業費補助金

災害等廃棄物処理事業は、市町村(一部事務組合・広域連合を含む)が災害その他の事由のために実施した廃棄物の収集・運搬及び処分に係る事業であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第22条の規定に基づき、市町村に対し国庫補助を行うものである。

	通常災害	激甚災害	特定非常災害
対象の市町村	被災市町村	激甚災害による負担が一定の水準を超えた市町村	被災市町村 事業費が標準税収入の一定割合を超えた市町村
国庫補助率	1/2	1/2	1/2
災害廃棄物 処理基金	-	-	事業費の2.5%(国庫補助及び地方財政措置後の残割合)から、標準税収入の0.5%相当額を控除した額の90%について、該当都道府県に基金を設置予定
地方財政措置	地方負担分の80% について特別交付税措置	左記に加え、さらに残りの20%について、災害対策債により対処することとし、その元利償還金の57%について特別交付税措置 ※起債充当率 100%	(1)災害対策債の発行要件を満たす場合、元利償還金の95%について公債費方式により基準財政需要額に算入 ※起債充当率 100% (2)災害対策債の発行要件を満たさない場合、地方負担額の95%について特別交付税措置
合計	90%	95.7%	97.5%
半壊家屋の 解体	対象外	対象外	事業費及び標準税収入 により算出 対象

災害等廃棄物処理事業費補助金	
補助金名	災害起因
発生原因	災害起因ではない
対象事業	 <p>○災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分 ○災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分 ○仮設便所、集団避難所等から排出されたし尿の収集、運搬及び処分 （災害救助法に基づく避難所の開設期間内に限る） ○国内災害により海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物の収集、運搬及び処分</p>
補助先	市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）
要件	<p>指定市：事業費80万円以上、市町村：事業費40万円以上</p> <p>○降雨：最大24時間雨量が80mm以上によるもの ○暴風：最大風速（10分間の平均風速）15m/sec以上によるもの ○高潮：最大風速15m/sec以上の暴風によるもの 等</p>
補助率	1/2
財務局会	あり
査定方法	<p>○災害廃棄物の処理完了前に査定を行う場合は、原則として、現地にて被災状況、仮置場の状況等を確認し、査定を行う。 ○災害廃棄物の処理完了後は、当該都道府県庁舎等において机上査定を行う。 ○事業終了までに概算払いを希望する市町村については推計による事前協議を実施（本省⇄財務省：1億円以上）</p>
	なし
	<p>○原則、漂着ごみの処理完了後に、地方環境事務所庁舎において机上査定を行う。 ○漂着ごみの処理完了前にヒアリングを行う場合は、現地又は当該都道府県庁舎にて被災状況、仮置場の状況等を確認し、査定を行ってもよい。</p>
	<p>○海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物（漂着ごみ）の収集、運搬及び処分</p>
	<p>○1市町村（1一部事務組合）における処理量が150㎡以上のもの ○海岸保全区域外の海岸への漂着 ○通常の管理を著しく怠り、異常に堆積させたものは除く 等</p>

(参考) 災害等廃棄物処理事業の業務フロー



4. 廃棄物処理施設災害復旧事業とは

(1) 目的

災害により被害を受けた廃棄物処理施設の復旧に要する経費の一部を補助することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(2) 概要

- ①事業主体 地方公共団体（都道府県、市町村、特別区、一部事務組合、広域連合を含む）、廃棄物処理センター・PFI 選定事業者・広域臨海環境整備センター、中間貯蔵・環境安全事業株式会社

※産業廃棄物処理施設、PCB 廃棄物処理施設の被害にあっては環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課、広域廃棄物埋立処分場の被害にあっては同総務課において実地調査等を担当する。

- ②対象事業 災害により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧する事業及び応急復旧事業。

- ③補助率 1/2

- ④補助根拠

- ・通常災害は予算補助
- ・東日本大震災は法律補助（「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成 23 年法律第 40 号））
（参考）廃棄物処理施設災害復旧事業の沿革
- ・平成 5 年度まで及び平成 8 年度以降は予算の流用により対応
- ・平成 6～7 年度は、阪神・淡路大震災による被害等について立項立目の上、補正予算対応
- ・平成 26 年度予算から当初予算に計上

- ⑤その他

地方負担分に対して起債措置がなされた場合、元利償還金について普通交付税措置（元利償還金の 47.5%（財政力補正により 85.5%まで））

(参考) 廃棄物処理施設災害復旧事業の概要

廃棄物処理施設災害復旧事業

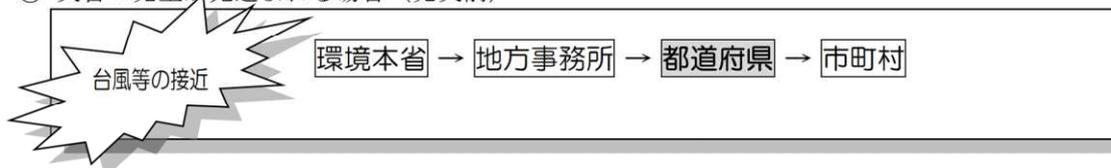
廃棄物処理施設災害復旧事業については必要経費の1/2を補助し、市町村等の負担を軽減し、生活の早急な回復を図ります。

	通常	令和2年 7月豪雨	令和元年房総半島台 風及び東日本台風	平成30年 7月豪雨	熊本地震
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理施設 浄化槽（市町村整備推進事業） 産業廃棄物処理施設 広域廃棄物処理立処分場 PCB廃棄物処理施設 	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理施設 浄化槽（市町村整備推進事業） 	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理施設 浄化槽（市町村整備推進事業） 	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理施設 	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理施設 浄化槽（市町村整備推進事業）
国庫補助率	1/2 (交付要綱)	8/10 (交付要綱)	8/10 (交付要綱)	8/10 (交付要綱)	8/10 (交付要綱)
地方財政措置	地方負担分の全額について、一般単独災害復旧事業により対処することとし、その元利償還金の47.5%（財政が補正により85.5%まで）について普通交付税措置	地方負担分の全額について、補助災害復旧事業により対処することとし、その元利償還金の95%について普通交付税措置	地方負担分の全額について、補助災害復旧事業により対処することとし、その元利償還金の95%について普通交付税措置	地方負担分の全額について、補助災害復旧事業により対処することとし、その元利償還金の95%について普通交付税措置	地方負担分の全額について、補助災害復旧事業により対処することとし、その元利償還金の95%について普通交付税措置
	73.75%～92.75%	99%	99%	99%	99%

5. 災害発生時の対応について

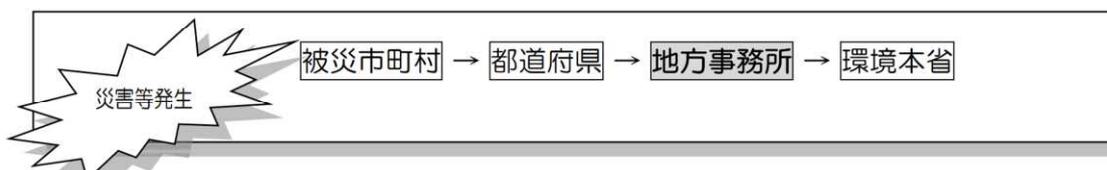
市町は、管轄地域において台風・地震等の災害により、災害等廃棄物の発生や廃棄物処理施設が被災した場合、若しくは、それらが予想される場合において、環境省からの依頼に応じて、都道府県を通じ、以下のとおり対応する。

① 災害の発生が見込まれる場合（発災前）



大型の台風等、各地で災害により災害等廃棄物の発生や廃棄物処理施設の被災が見込まれる場合には、台風の接近等に合わせて環境省廃棄物適正処理推進課・災害廃棄物対策室（以下「環境本省」という。）より、地方事務所を通じて情報収集の依頼を行うことがある。その場合、発災後に速やかな情報収集に協力。

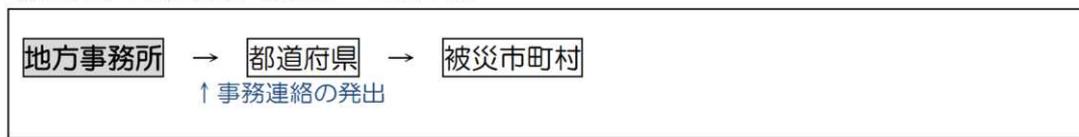
② 災害等の発生への報告（発災日～発災後数日）



災害による被害が発生した場合、都道府県を通じ被災市町における災害等廃棄物や廃棄物処理施設の状況について情報を収集し、環境本省あてにメール等で報告いただきたい。

各地で甚大な被害が発生した場合には、内閣府（防災担当）において、政府調査団が派遣される場合があり、環境省では、平成 18 年 7 月集中豪雨（鹿児島県）以来、災害廃棄物の処理を所掌する観点から政府調査団に参加しており、環境本省において対応をしている。

③ 被災状況の把握依頼（発災日～当面の間）



地方事務所から都道府県に対し別紙様式 1（被災状況把握事務連絡）により、災害等廃棄物や廃棄物処理施設における、詳細な被災状況についての把握を依頼するので、被災市町においては、都道府県を通じて被害情報の報告を、都道府県においては管下市町の被害情報の取りまとめを行い、地方事務所へ報告。

（注 1）都道府県からの報告は、メールによる送付で構わない。

（注 2）補助金の申請を見込む場合、災害査定時に、災害の状況や災害等廃棄物の処理状況、廃棄物処理施設の被災状況等を確認するため、写真により被災状況の記録を十分に行うこと。

④ 被災状況の把握・報告（発災日～当面の間）

被災市町村 → 都道府県 → 地方事務所 → 環境本省（→ 内閣府防災担当）

地方事務所は、都道府県から報告のあった被災状況と地方事務所が独自で把握した情報を取りまとめ環境本省に報告すること。

なお、被災状況の報告は、発災日から1週間程度の間は、毎日（原則として土日祝日は除く。）、それ以降は環境本省から報告のタイミングについて指示を行うこととする。ただし、これに関わらず、災害発生から一定期間経過した時点で、被災状況の報告に変更がない場合や軽微な変更であれば、被災状況の内容を適宜判断し、必要に応じて報告することでも差し支えない。

大規模な災害の場合は、内閣府（防災担当）等から被災状況について随時照会があるため、災害等廃棄物処理事業の進捗状況や廃棄物処理施設の復旧状況について随時把握すること（環境本省では、頂いた報告をもとに内閣府（防災担当）へ被害状況を報告している。）。

（注）発災直後に環境本省として重要視している情報は、災害廃棄物の撤去見通し、仮置場の設置状況、処理の見通し、有害物質の発生状況、家屋の全壊・半壊状況、床上・床下浸水の状況等である。

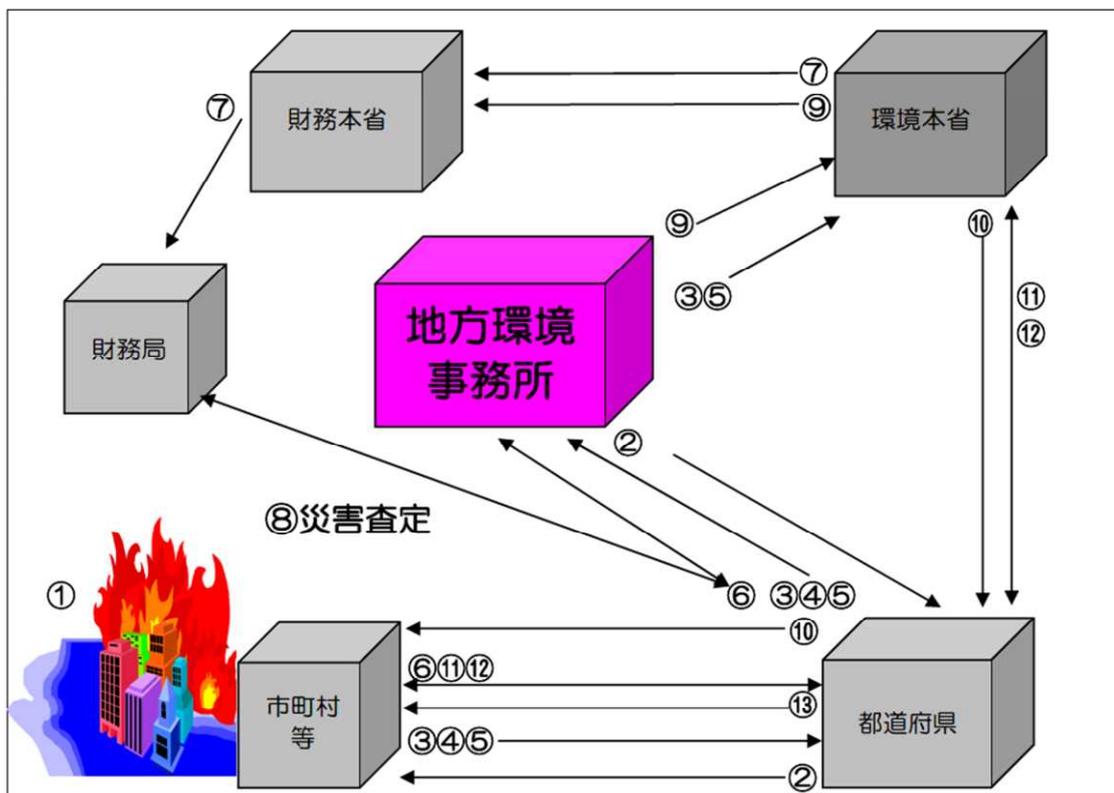
⑤ 災害等廃棄物処理事業報告書等の作成依頼（発災日から2か月程度）

地方事務所 → 都道府県 → 被災市町村
↑ 事務連絡の発出

災害等廃棄物処理事業の進捗状況や廃棄物処理施設の復旧状況を踏まえ、都道府県に対し別紙様式2（災害等報告書作成依頼事務連絡）により、実施要領に基づき、「災害等廃棄物処理事業の報告について」及び「廃棄物処理施設被害状況の報告について」の作成を依頼するので、被災市町村においては、本マニュアルの災害等報告書の作成方法に留意して災害等報告書の作成を順次進めること。

6. 災害関係事業の補助金申請について

(1) 災害廃棄物処理事業フロー



NO	事項	主体
①	災害の発生・災害廃棄物処理対応	市町村等
②	被災状況の把握依頼	地方事務所→都道府県→市町村等
③	被災状況の把握・報告	市町村等→都道府県→地方事務所→環境本省
④	災害等廃棄物処理事業報告の提出・受理	市町村等→都道府県→地方事務所
⑤	(必要に応じ) 推計での事前協議	市町村等→都道府県→地方事務所→環境本省⇔財務本省
⑥	災害査定日程調整※	都道府県(市町村等)↔地方事務所・財務局
⑦	立会官派遣依頼	環境本省→財務本省→財務局
⑧	災害査定の実施	環境本省・地方事務所・財務局・市町村等・都道府県
⑨	実地調査報告書及び災害報告書正本1部の提出	地方事務所→環境本省
⑩	補助限度額の通知	環境本省→都道府県→市町村等
⑪	交付申請及び交付決定	環境本省↔都道府県↔市町村等
⑫	実績報告及び交付確定	環境本省↔都道府県↔市町村等
⑬	補助金の支払	都道府県→市町村等

※国内の災害に起因する漂着ごみ(海岸保全区域外の海岸への漂着)の処理も本事業に含む。

※堆積土砂排除事業との連携事業がある場合、国土交通省とも日程調整が必要

(2) 災害廃棄物処理事業の補助金申請について

① 災害等廃棄物処理事業報告書の提出・受理（フロー④）

被災市町村は、都道府県を通じ地方事務所に災害報告書を正副2部提出する（提出締切り等は災害発生の時期や被災状況に応じて設定される）。また、都道府県は、管轄の財務局等に対し、市町村から提出された災害報告書を提出する。

なお、提出後に差し替え等が発生しないよう、公文で提出する前にあらかじめ都道府県を通じ地方事務所等と調整し、内容について確認するなど、できるだけ事務の効率化を図ることが重要である。

② 災害査定日程の調整（フロー⑥）

市町村において災害等報告書の提出の目途がついた場合には、地方事務所は、都道府県に対して災害査定の日程調整（地方事務所（環境本省）、財務局、都道府県、市町村）を依頼する。都道府県は、財務局、市町村、地方事務所と調整し、災害査定の日程を決定する。なお、国土交通省所管の堆積土砂排除事業との連携事業がある場合には原則同時に実地調査をすることとなるので、国土交通省とも日程調整をする必要がある。

(注1) 査定日より前に災害廃棄物の処理を行う場合は、被災状況の写真（災害廃棄物の発生状況・収集状況、仮置場での集積状況など補助対象である災害廃棄物の収集・運搬・処分の状況が十分把握できるもの）の撮影を十分に行うこと。

写真により処理前後の状況が確認できない場合は補助の対象とならないことがある。

(注2) 災害復旧制度では「年災」の考え方（「年度」ではない）が採られており、その年に発生した災害の災害査定はその年に実施することが原則である。事業完了前でも査定は可能であるので、年内に処理完了の目途がつかない場合には、見込みをもって査定を行うこととなる。

③ 災害査定の実施（フロー⑧）

「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」（昭和59年9月7日付け蔵計第2150号）（以下「実地調査要領」という。）に基づき、「災害等廃棄物処理事業報告」を査定資料とし、災害査定を行う。

災害査定は、経費の必要性や員数（件数）・単価の根拠等を確認し、補助対象外経費や根拠が不明な経費などについて査定が行われる。

④ 実地調査報告書の作成（フロー⑨）

(a) 査定後の事業費が1億円未満で、査定官と立会官の意見が一致した場合

査定官が作成する調査要領の様式1「環境省所管補助施設災害復旧費実地調査報告書」及び朱書き（査定内容について環境本省で把握するため、災害等廃棄物処理事業報告書の「事業費算出内訳」に査定の結果が分かるように見え消して朱書き訂正したもの）を市町村は4セットコピーし、原本とコピー1セットを査定官へ、立会官、都道府県、申請市町村はそれぞれコピー1セットを保存する。

・ No. 15 災害廃棄物事業費補助金 ・

(b) 査定後の事業費が1億円以上、又は、査定官と立会官の意見が一致しない場合
査定後の事業費が1億円を超える場合、又は、立会官と意見が合わなかった場合、査定結果は「保留」(※)となり、環境本省と財務本省による本省間協議により金額が決定されることとなる。近年は大規模な災害が多発しており、事業費の基準(保留金額)を1億円から引き上げた災害もあるが、原則として1億円以上としている。

査定官が実地調査報告書を作成するが、調査結果欄(査定後)の金額は、保留金額であるため上段に括弧書き外数となる。この場合、調査要領の様式2「環境省所管補助施設災害復旧費実地調査報告書」を併せて作成する。

「様式1」及び「朱書き」を4セットコピーし、原本とコピー1セットを査定官へ、立会官、都道府県、申請市町村はそれぞれコピー1セットを保存する。また、「様式2」を1部コピーし、原本を査定官、コピーを立会官に渡す。

※保留については、実地調査要領第9の規定を参照のこと。

⑤ 補助限度額の決定・通知の送付(フロー⑩)

環境本省は、実地調査報告書等を基に、限度額を決定し、申請市町村あて(都道府県経由)に限度額通知を发出する。

限度額通知は、地方事務所から実地調査の報告後、速やかに发出するが、補正予算等によって当該災害に係る予算が措置される場合には、予算の成立等に合わせて发出する。

⑥ 補助金の交付申請・交付決定(フロー⑪)

市町村は、限度額通知を受領後、補助金の交付申請書(兼実績報告書)を環境本省あて(都道府県経由)に提出する。環境本省にて、申請書受領後、補助金の交付決定手続きを行い、交付決定通知書(兼額の確定通知書)を市町村あて(都道府県経由)に送付する。

⑦ 補助金の支払(フロー⑬)

都道府県は、額の確定通知後、市町村からの請求に基づき、支払を行う。

(3) 災害等廃棄物処理事業費補助金の補助対象の範囲

①災害廃棄物処理事業

災害により被害を受けた市町村（特別区、一部事務組合、広域連合を含む。）が行う、災害廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業である。

また、災害等廃棄物処理事業費補助金は、市町村が通常の費用以外に災害廃棄物を処理するために特別に支出したとき、財政支援を行うものである。

②災害の範囲

災害は、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により生じたものとし、事実確認及び事業の採択の範囲については、「公共土木施設災害復旧事業査定方針」の第2「災害原因の調査」及び第3「採択の範囲等」の第1項に準じて取り扱うこととする（※）。

※別表「災害発生の実事確認」参照

（注）災害の採択要件を満たしているかは、災害査定における根幹部分であり、採択要件を満たしていなければ査定に入ることもできない。そのため、災害の採択要件を満たしているか否かを入念に確認すること。例えば、気象庁から発表されるデータに被災地域が入っていない場合や、気象庁のデータでは採択要件を満たしていることが確認できないが、市町村独自の観測データ等では採択要件を満たしていることが確認できる場合は追加資料として、独自データを添付すること。

③対象となる廃棄物

(a) 災害のために発生した生活環境の保全上特に処理が必要とされる廃棄物原則として生活に密接に関係する一般家庭から排出される災害廃棄物とする。

(b) 災害により便槽に流入した汚水維持分として便槽容量の2分の1を対象から除外する。

(c) 特に必要と認められた仮設便所、集団避難所等により排出されたし尿災害救助法に基づく避難所の開設期間内のものとする。

(d) 災害により海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物

④対象から除外される事業

(a) 市町村の事業に要する経費が、以下に掲げる限度額未満のもの

- ・ 指定市及び指定市を含む一部事務組合：限度額 800 千円
 - ・ 市町村及び指定市を含まない一部事務組合：限度額 400 千円
- （指定市とは、地方自治法上の指定都市をいう。）

(b) 他の災害復旧事業で補助対象となった事業

(c) 国土交通省所管の都市災害復旧事業として実施される堆積土砂排除事業。ただし、連携事業における環境省事業分については対象とする。

(d) 生活環境の保全上支障があると認め難いものや災害発生以前に不用品であったと認められるもの

・ No. 15 災害廃棄物事業費補助金 ・

- (e)他の公共事業により排出された廃棄物や単純な土砂の処理に係るものであって、生活環境保全上の支障が認め難いもの
- (f)災害によって生じた廃棄物であることが写真等の資料により確認できないもの
- (g)緊急に処理しなければ著しく支障があると認め難いもの
- (h)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づいて、災害に伴う感染症発生予防、まんえん防止を目的として行われるねずみ族、昆虫等の駆除のための薬剤散布
- (i)海岸管理者が行う場合の漂着流木処理事業
- (j)自衛隊等が無償で実施した解体、収集・運搬事業
- (k)損壊家屋等の処理事業のうち、次の各号に該当するもの
 - ア) 港湾、鉄道、道路等の公共事業等に係る施設等の解体事業
 - イ) 官庁建物等災害復旧、公立・私立学校施設災害復旧費等災害復旧事業が個々の制度として設けられているもので、当該制度の適用になるもの
 - ウ) 修復して再利用すると判断した家屋等の一部解体工事
 - エ) 災害によるものであるかどうか写真や周囲の状況から見て、判別できないものの解体工事
 - オ) 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者に該当しない企業（大企業）等が所有する賃貸マンション及び事業所等の解体工事

⑤補助対象となる経費

補助対象となる主要な経費の内容は次の各号に掲げるとおりである。

なお、経費の算出に当たっては、災害等廃棄物処理事業の取扱いについて（令和4年4月1日付け廃棄物適正処理推進課長通知）により算出するものとし、当該取扱いにより算出できない又は算出することが適当でない場合においては、合理的な基準に基づき積算された単価・数量を適用することを妨げない。

(a)労務費

作業従事者に対する賃金（雇い上げの作業員等に限る。）。なお、必要に応じて作業員の輸送費を含むものとする。

(b)借上料

ごみ処理にあつては、ごみ収集車、ごみ運搬車、ごみ運搬船、仮置場における重機及び仮置場の用地等の借上料、し尿処理にあつてはバキューム車、し尿運搬船等の借上料

(c)燃料費

ごみ処理、し尿処理に係る自動車、船舶、重機等の燃料費

(d)機械器具修繕費

ごみ処理、し尿処理に係る重機等の修繕費。また、市町村が所有する施設で処理を行った場合の減価償却費相当額を計上することができる。

(e)薬品費

ごみ処理、し尿処理に係る処分に必要な薬品費等

(f)道路整備費

ごみ処理、し尿処理に係る処分に要する覆土及び運搬に必要な最小限度の道路整備費

(g)手数料

ごみ処理、し尿処理に係る条例に基づき算定された手数料（委託先が市町村の場合に限る。なお、上記の経費が手数料に含まれている場合には、当該経費は除くものとする。）

(h)委託料

ごみ処理、し尿処理について、災害等により生じた廃棄物の処理を市町村が処理事業者、他市町村に委託した場合の経費（減価償却費相当額を計上することができる。）

なお、解体工事、仮置場及び土砂混じりがれきにかかる委託業務にあつては、諸経費、消費税等相当額を含むものとする。

また、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき市町村が県に委託する災害廃棄物処理事務に要する経費を含むものとする。

ア) 解体工事費

ごみ処理に係るもので、損壊家屋等（全壊及び半壊（特定非常災害に指定され、かつ大量の災害廃棄物の発生が見込まれる災害に限る。））の解体工事（解体工事に係る運搬費も含む）に必要な経費で、以下に掲げるもの

（ア）地上部分及びそれに相当する部分の解体工事費（地上部分の解体と一体的に工事が行われるものは対象とする。）

（イ）門扉、塀、立木について、損壊が著しく解体が必要と市町村が判断した場合の解体費

（ウ）擁壁について、倒壊し、隣地に倒れているようなもので、解体が必要と市町村が判断した場合の解体費なお、解体工事の対象となる家屋等は、市町村が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）第 22 条に規定する「特に必要となった廃棄物の処理」として解体を行うことが必要と認める家屋等とする。

イ) 仮設工事費

ごみ処理に要する仮置場、仮設積出基地及び収集・運搬、処分に必要な最小限度の仮設道路の整備等に係る経費

ウ) 運搬費

ごみ処理にあつては、ごみの発生場所から仮置場までの収集・運搬、仮置場から処理施設までの運搬及び仮置場における選別に要する費用（海上輸送費も含む）。し尿処理にあつては、くみ取りし尿の収集・運搬に要する費用

エ) 処理・処分費

破碎、焼却、埋立て、再生に必要な経費（所有者を特定できない家電リサイクル法対象製品を、市町村がリサイクル業者に引き渡す際に支払うリサイクル料金（パーソナルコンピュータの場合は、リサイクルマーク非表示のものに限る。）を含む。）

・ No. 15 災害廃棄物事業費補助金 ・

オ) 諸経費

以下に掲げる業務に必要な諸経費（共通仮設費（率計上分に限る）、現場管理費及び一般管理費等をいう。）。ただし、これにより難しいときは、個別協議により諸経費を算出することができる。

（ア）解体工事

解体工事にかかる委託業務に要する額の 100 分の 15 以内とする。

（イ）仮置場及び土砂混じりがれき

仮置場及び土砂混じりがれきにかかる委託業務に要する額の 100 分の 15 以内又は土木工事積算基準に基づいて積算を行う場合は同基準に定める間接工事費及び一般管理費等の率とする。

(4) 災害等廃棄物処理事業費補助金 補助対象内外早見表

「補助対象」に「○」とあっても、災害査定においてその必要性等が認められなければ補助対象とはならないことには十分留意すること。また、「原則×」となっているものであっても、被害状況等に応じて環境省との協議により補助対象とした事例もある。

【通常災害】

区 分	対象	根拠等
1. 災害廃棄物を処理するために必要な労務費	○	
2. 1. で雇用した臨時職員の給与	○	
3. 災害廃棄物を処理するための常勤職員の給与（超過勤務手当を含む。）	×	
4. 薬品費	○	単なる消臭目的は×
5. 仮置場に必要な重機の燃料費	○	各自治体の毎月の燃料単価（契約単価）又は物価資料による単価を限度とする
6. 半壊と診断された被災家屋の解体工事費	△	特定非常災害に指定され、かつ大量の災害廃棄物の発生が見込まれる災害のみ、半壊も対象。
7. 災害により破損し、一部損壊家屋から排出された家財道具、瓦等の収集・運搬・処分	○	いわゆる「片づけごみ」
8. 被災した大企業から排出された災害廃棄物	×	
9. 中小企業から排出された災害廃棄物で、家庭等から排出された災害廃棄物と一体となって集積されたもの	○	住居を伴う個人商店の除去ごみも○。明らかに業により排出されたものは対象外。
10. 豪雨により上流から流され、河川敷に漂着した流木	×	国交省の災害復旧事業
11. 被災した農業用ハウス等の収集・運搬・処分	△	生活環境保全上支障があると認められるものは補助対象。
12. 崖崩れによる災害土砂の処分費	×	単純な土砂のみは国交省等の災害復旧事業
13. 宅地に流入した土砂混じりがれきの収集・運搬・処分	○	堆積土砂排除事業との連携も可
14. 一部損壊家屋に流入した土砂混じりがれきの収集・運搬・処分	○	家屋の損傷程度によらず補助対象
15. 洪水等で流された家財等を元の位置に戻す等の作業費	×	災害廃棄物処理に該当しない
16. 避難所における仮設トイレの設置・借上費	×	災害救助法の対象
17. 避難所のトイレ・仮設トイレのし尿のくみ取り費用	○	災害救助法に基づく避難所の開設期間内に限る
18. 避難所から排出されたごみの処分費用	×	
19. 災害廃棄物を分別するための委託費	○	
20. 破碎・チップ化等中間処理業務の委託費	○	
21. 収集・運搬・処分を手伝ったボランティアへの報酬	×	あくまでボランティア
22. ボランティアへの弁当・お茶代	×	あくまでボランティア
23. 仮置場の造成費用	○	被害が甚大な場合は対象
24. 仮置場の原形復旧費	○	被害が甚大な場合は対象
25. 仮置場表土のはぎ取り（数十cm程度）・土入れ	△	人が多く立ち入る公共の場なら○
26. 仮置場内の道路整備費	○	必要最小限のみ対象
27. 仮置場への不法投棄防止・飛散防止のためのフェンス	○	
28. ブルーシート等、仮置場の管理のために必要な消耗品費	○	家屋の雨漏り防止用は×
29. 仮置場内管理要員の配置に必要な費用	○	夜間警備員は、警察や消防からの指導があった場合などに限る
30. 仮置場内作業員の熱中症対策等の健康管理のための仮設事務所	○	
31. 家電リサイクル法対象被災品のリサイクル料金・リサイクル券購入手数料	○	
32. 家電リサイクル法対象被災品がリサイクルできない場合の運搬・処分	○	
33. 家電リサイクル法対象被災品の運搬費	○	
34. 消火器、パソコン等処理困難物の処分費	○	

・ No.15 災害廃棄物事業費補助金 ・

35. 仮置場に不法投棄された廃棄物の処分費	×	仮置場の管理の不備
36. スクラップ（鉄くず）売却代	○	必ず売却し、申請額より差引くこと
37. 運搬にかかる交通誘導	○	
38. 運搬にかかる高速道路料金	原則×	道路がそれしかない場合や高速道路を通らなければならない理由が対外的に説明できれば○
39. 機械器具の修繕費	○	定期的に行っている修繕は対象外
40. 浸水により便槽に流入した汚水の汲み取り費用	○	便槽の半量は維持分として対象外
41. 被災した市町村設置型浄化槽の汚水（汚泥）の抜き取り	×	廃棄物処理施設災害復旧費の対象
42. 被災した個人設置型浄化槽の汚水（汚泥）の抜き取り	○	汚水のみであれば、便槽に流入した場合と同様、浄化槽の半量は維持分として対象外
43. 消費税	○	
44. 仮置場への搬入道路や場内道路の鉄板敷、砂利敷	○	必要最小限のみ対象
45. 通常の運転時間を延長して処分した場合の延長稼働費用	○	
46. 焼却施設の減価償却費	○	
47. 漂着ごみの収集を行った漁協に対し、市町村が出した補助金への補助	×	補助金への補助は×。委託費への補助なら○
48. 諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）	△	解体工事、仮置場及び土砂混じりがれきにかかる委託業務について、100分の15以内又は仮置き場及び土砂混じりがれきにかかる委託業務について、土木工事積算基準に基づいて積算を行う場合は同基準に定める間接工事費及び一般管理費等
49. 工事雑費	△	諸経費として計上
50. 台風等によりテトラポットに打ち上げられた漂着ごみ	×	国交省大規模漂着流木処理事業の対象
51. 台風により海岸保全区域外の海岸に漂着した150㎡未満のごみ	○	災害起因には㎡要件は無し
52. 海岸保全区域外の海岸の沖で回収した漂流ごみ	×	
53. 海岸保全区域外の海岸の沖で回収した海底ごみ	×	
54. 海岸保全区域外の人が立ち入らない海岸の漂着ごみ	×	「生活環境保全上」にあたらぬ
55. 海岸管理を怠り堆積させ、150㎡を超えた漂着ごみ	×	海岸管理を怠った堆積は対象外
56. 豪雨により上流から流され海岸保全区域外の海岸に漂着した流木	○	

(5) 災害廃棄物処理事業実地調査の手順

実際の災害査定は、提出された災害等報告書をもとに、以下のような手順で実施され、「ポイント」と記載している事項を中心に内容の確認を行う。

手順1：査定官挨拶

手順2：被害概要の説明

手順3：災害発生的事実を公的データで説明

(ポイント)

- ・ 観測地点と被災箇所の確認（観測地点は被災地域直近の観測地点か）。
- ・ 雨量、水位、風速等、災害要件を満たしているか。
- ・ 被災＝補助対象ではないため、異常な自然現象による被災かどうか。

手順4：写真、地図の確認

(ポイント)

- ・ どの地点で、いつ撮影されたものかを地図上で確認（地図に番号で落とすことが望ましい）。
- ・ 気象データの観測地点と被災箇所を地図上で確認。
- ・ 浸水や竜巻等による被害の場合は、被災区域を地図上に落とし込み、被災箇所を特定する。
- ・ 仮置場の位置や仮置場内の写真を確認（どのように収集されているか）。
- ・ 写真のない地域は、り災証明等により被災状況を確認。
- ・ 全半壊家屋の位置を把握（地図に全半壊の家屋位置が落とし込まれていることが望ましい）。
- ・ 数量が数えられるもの（廃家電等）は、写真で数量が特定できることが望ましい。
- ・ 処理先が同一市町村内の場合は、処理先も地図上で確認する。

手順5：ごみ処理の流れを説明

(ポイント)

- ・ ごみ処理の流れを確認する（発生場所～仮置場～最終処分までのフロー図等を作成する）。
- ・ 仮置場設置の理由を確認。
- ・ 仮置したごみの分別、収集区域を確認。
- ・ 仮置したごみの種類、種類別の発生量、処分先、処分方法を確認。
- ・ 最終処理の方法を確認（委託先でどのような処理を行ったかなど）。

- ・ 災害廃棄物以外の廃棄物が混入していないか。災害廃棄物の受入れ方法や仮置場の管理をどのように行ったのかを確認。

手順6：事業費算出内訳の説明

(ポイント)

- ・ 計算が正しいかを確認（申請前に必ず電卓で検算を行うこと）。
- ・ 事業費算出内訳の項目1件ごとに内容を確認（写真、日付、ごみ処理の流れとの整合性、過大な経費など）。
- ・ 証拠書類との整合性を確認（契約書、請求書、スケールの伝票、運行記録、作業日報等）。
- ・ 各経費区分について、積算単価の根拠を確認。
- ・ 委託処理を行った場合には、委託料（単価）の妥当性を確認。
- ・ 各種単価の確認（県単価、労務単価、業者見積り）。
 - 見積りによる場合には、原則として3者以上から見積額を徴収し、その最低価格をもって単価等とする。ただし、対応可能な業者が3者未満である場合には、この限りではない。
 - 3者以上を見積りを徴収することが可能であるにも関わらず見積り徴収を3者未満とする場合、随意契約であるにも関わらず理由書の提出がなされない場合及び、その理由に正当性がない場合は査定の対象となる。
- ・ 廃家電台数はリサイクル券で確認。
 - 写真で発生状況や台数を特定できることが望ましい。
- ・ 生活環境保全上特に必要な事業でないものが含まれていないか確認。
 - 例えば、夏季に排出された夏用タイヤや冬季に排出された冬用タイヤなど、災害発生以前から不要品であったと判断できるもの。
- ・ 事業により収入（鉄くずの売却、保険等）があった場合には、それらを申請額から差し引いているか確認（発生が見込まれるものの、査定時に金額が特定できない場合には、補助金の精算時に控除することで差し支えない）。

手順7：査定官・立会官による意見交換・講評

- ・ 全ての確認が終わったら、査定官は、申請市町村及び都道府県の担当者を退室させた上、立会官と2者で意見交換を行い、査定内容について協議する。協議終了後、申請市町村及び都道府県の担当者を再入室させ、査定内容についての講評を行う。なお、都道府県の担当者を必要に応じて意見交換に同席をさせ、査定内容について意見を求めることがある。

手順8：実地調査報告書の受領

- ・ 査定官が作成した環境省所管補助施設災害復旧費実地調査報告書（様式1）に、査定官・立会官がサインをするので、その写しを受領する。査定後の事業費が1億円

を超える場合、又は、査定官と立会官と意見が合わなかった場合は、査定結果は「保留」となり、環境本省と財務本省による本省間協議により金額が決定されることとなる。